



発行 新潟県

号外 1

平成25年3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

条 例

- 6 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（人事課）
- 7 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例及び新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 8 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 10 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（管財課）
- 11 新潟県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例（県民生活課）
- 12 新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境企画課）
- 13 新潟県新型インフルエンザ等対策本部条例（危機対策課）
- 14 新潟県保健所条例等の一部を改正する条例（福祉保健課）
- 15 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（障害福祉課）
- 16 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 17 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 18 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（農地計画課）
- 19 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）
- 20 新潟県風致地区条例及び新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）
- 21 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
- 22 新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例（下水道課）
- 23 新潟県立学校条例の一部を改正する条例（高等学校教育課）
- 24 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（警務課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（新潟県条例第6号）

1 趣旨

この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるものとししました。(第1条関係)

2 大学院等派遣研修費用の償還

大学院等派遣研修を命ぜられた職員が当該大学院等派遣研修の期間内又は当該期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間内に離職した場合には、その者は、当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額の全部又は一部を県に償還しなければならないこととししました。(第3条～第5条関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとししました。

◇新潟県特別職の職員の退職手当支給条例及び新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

1 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事等の特別職の職員の退職手当の支給割合を改正することとししました。(第1条関係)

2 新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正関係

特別職の職員の退職手当の支給割合の改正に準じ、教育長の退職手当の支給割合を改正することとししました。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとししました。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第8号）

1 退職手当の基本額の改正

新潟県人事委員会の見解を踏まえ、退職手当の基本額を改正することとししました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとししました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

1 職員を派遣することができる団体の追加

職員を派遣することができる団体に公立大学法人新潟県立看護大学を追加することとししました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとししました。

◇新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

1 太陽光発電設備に係る使用料の新設

太陽光発電設備を設置するために行政財産を使用する場合の使用料を新たに規定することとししました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとししました。

◇新潟県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第11号）

1 基金の設置期間の延長

新しい公共の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的な活動を支援し、新しい公共の拡大及び定着を推進するため、新潟県新しい公共支援基金の設置期間を延長することとししました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとししました。

◇新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例（新潟県条例第12号）

1 方法書、準備書及び評価書に係る手続の改正

事業者は、方法書、準備書又は評価書を作成したときは、方法書、準備書又は評価書及びこれらを要約した書類を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととするとともに、方法書の説明会の開催その他所要の規定を整備することとしました。(第7条、第7条の2、第15条及び第23条関係)

2 環境影響評価法の対象事業に係る手続の改正

知事は、環境影響評価法の規定に基づき、計画段階環境配慮書等について意見を述べようとするときは、新潟県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする事としました。(第34条関係)

3 適用除外の見直し

放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染について、この条例の規定の適用の対象とする事としました。(第44条関係)

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県新型インフルエンザ等対策本部条例（新潟県条例第13号）

1 対策本部の設置

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新潟県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◇新潟県保健所条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

1 小千谷市に係る所管区域の変更

小千谷市に係る保健所、児童相談所及び地域振興局の所管区域を変更することとしました。(第1条～第3条関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第16号)

1 奨励措置に係る対象事業の変更

奨励措置に係る対象事業に情報サービス業等を加えることとしました。(第1条関係)

2 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成25年3月31日から平成35年3月31日に見直すこととしました。(附則関係)

3 施行期日

この条例は、1については平成25年4月1日から、2については公布の日から施行することとしました。

◇新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第17号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成28年3月31日から平成33年3月31日に見直すこととしました。(附則関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（新潟県条例第21号）

1 県営住宅等の整備基準

公営住宅法の改正に伴い、県営住宅及び共同施設の整備基準を定めることとしました。(第3条の2及び第3条の3関係)

2 入居条件に関する規定の整備

公営住宅法の改正に伴い、県営住宅の入居条件に関する規定の整備を行うこととしました。(第6条及び第13条関係)

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例（新潟県条例第22号）

1 西川流域下水道の処理する区域の存する市町村の追加

西川流域下水道の処理する区域の存する市町村に弥彦村を追加することとしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第23号）

1 高等学校の廃止

新潟県立新潟東工業高等学校及び新潟県立両津高等学校を廃止することとしました。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
- (2) 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例及び新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県新型インフルエンザ等対策本部条例
- (9) 新潟県保健所条例等の一部を改正する条例
- (10) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (11) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県風致地区条例及び新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (19) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第 6 号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第12条第 2 項の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を含む。）をいう。

2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第 4 項第 2 号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する任命権者（以下「任命権者」という。）の定める規則及び規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。

3 この条例において「大学院等派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院等派遣研修に必要な費用として規則等で定めるものをいう。

4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の地方公務員（特別職に属する者を除く。）、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。）その他その業務が県若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則等で定めるものに使用される者をいう。

(大学院等派遣研修費用の償還)

第 3 条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

(1) 当該大学院等派遣研修の期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額

(2) 当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が 5 年に達するまでの期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が遡増する程度に応じて100分の100から一定の割合で遡減するように規則等で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第 1 項第 2 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第 2 項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の規則等で定める休職の期間を除く。）

(2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 6 条第 1 項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業をした期間

(5) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年新潟県条例第 3 号）第 2 条の規定による自己啓発等休業をした期間

(適用除外)

第 4 条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員

法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合

- (2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）
- (3) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- (4) 前3号に掲げる場合に準ずる場合として規則等で定める場合
- (5) 任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合
- (6) 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、規則等で定める場合（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第5条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第3条の規定を適用する。この場合において、同条第3項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第5条第1項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則等で定める期間」とする。

- 2 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引き続いて職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、同条第5号又は第6号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前2条の規定を適用する。この場合において、第3条第3項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第5条第2項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則等で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として規則等で定める場合」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行し、第3条の規定は、この条例の施行の日後に大学院等派遣研修を命ぜられた職員について適用する。

新潟県条例第7号

新潟県特別職の職員の退職手当支給条例及び新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第1条 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例(昭和35年新潟県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 第3条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の63</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の43</u></p> <p>(3) 地方公営企業管理者 <u>100分の30</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 常勤の監査委員 <u>100分の17</u></p> <p>(退職手当の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別職の職員となる直前の国家公務員又は一般職員を退職した日(以下この号において「<u>直前退職日</u>」という。)に受けていた俸給月額又は給料月額(当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額)及び前項第1号又は第2号若しくは第3号の勤続期間を基礎として<u>直前退職日</u>において一般職の条例の規定の例により算出したものとして得た額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 第3条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の70</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の48</u></p> <p>(3) 地方公営企業管理者 <u>100分の33</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 常勤の監査委員 <u>100分の19</u></p> <p>(退職手当の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別職の職員となる直前の国家公務員又は一般職員を退職した日に受けていた俸給月額又は給料月額(当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額)及び前項第1号又は第2号若しくは第3号の勤続期間を基礎として一般職の条例の規定の例により算出して得た額</p> <p>3 (略)</p>

(新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和39年新潟県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 退職手当の額は、退職の日における給料月額に教育長としての在職月数を乗じて得た額に、<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 退職手当の額は、退職の日における給料月額に教育長としての在職月数を乗じて得た額に、<u>100分の33</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に在職する特別職の職員（第1条の規定による改正後の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項各号に掲げる者から引き続いて特別職の職員となった者を除く。）に支給する退職手当の額は、改正後の条例第4条及び第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。
 - (1) 特別職の職員となった日から施行日の前日までの期間 退職の日の給料月額に特別職の職員となった日から施行日の前日までの在職月数（1月に満たない端数を生じたときは、15日以上は1月とし、15日未満は切り捨てる。）を乗じて得た額に第1条の規定による改正前の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第4条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額
 - (2) 施行日から退職の日までの期間 退職の日の給料月額に改正後の条例第5条の規定により計算した在職月数から前号の在職月数を減じて得た月数を乗じて得た額に改正後の条例第4条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額
- 3 施行日において現に在職する改正後の条例第6条第1項各号に掲げる者から引き続いて特別職の職員となった者に支給する退職手当の額は、改正後の条例第4条、第5条及び第6条第2項の規定にかかわらず、前項各号の規定により算出して得た額の合計額に改正後の条例第6条第2項第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

新潟県条例第 8 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(退職手当の基本額の特例)	(長期勤続後の退職の場合の退職手当の特例)
<p>第26条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26条」とする。</u></p>	<p>第26条 当分の間、<u>20年以上35年以下</u>の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。次条において同じ。))を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>第27条 当分の間、<u>36年以上42年以下</u>の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額</u>とする。</p>	<p>第27条 当分の間、36年の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前条の規定の例により計算して得られる額</u>とする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
<p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同</p>	<p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第10条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同</p>

じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～40 (略)

附則別表

(略)	
平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	(略)
平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	年3.4パーセント

じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟県条例第6号)附則第5項による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第19条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(職員の定年等に関する条例附則第5項による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第19条の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び新条例附則第17条の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに新条例附則第17条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び新条例附則第17条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～40 (略)

附則別表

(略)	
平成21年4月1日以後	(略)

平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで	年3.6パーセント
平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで	年3.9パーセント
平成31年 4 月 1 日から 平成32年 3 月31日まで	年4.0パーセント
平成32年 4 月 1 日以後	年4.1パーセント

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年新潟県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 7 条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第 9 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第 4 項において</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 7 条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第 9 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第 4 項において</p>

<p>「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～13 (略)</p>	<p>「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正後の条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～13 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則別表の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新条例」という。)附則第26条(新条例附則第28条及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。)及び第27条の規定の適用については、新条例附則第26条中「100分の87」とあるのは、「100分の95」とする。
- 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、「100分の95」とする。
- 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の95」と、「104分の87」とあるのは「104分の95」とする。

新潟県条例第 9 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(17)の 2 公立大学法人新潟県立看護大学</u></p> <p>(18)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第10号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>別表（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用料の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">使用の種類</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 65%;">使用料（単位 円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">建 物</td> <td style="text-align: center;">広告物</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">太陽光発電設備</td> <td></td> <td style="text-align: center;">太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を考慮して知事が別に定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	(略)				建 物	広告物		(略)	太陽光発電設備		太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を考慮して知事が別に定める額	(略)				<p>別表（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用料の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">使用の種類</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 65%;">使用料（単位 円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">建 物</td> <td style="text-align: center;">広告物</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	(略)				建 物	広告物		(略)	(略)			(略)			
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）																																				
(略)																																							
建 物	広告物		(略)																																				
	太陽光発電設備		太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を考慮して知事が別に定める額																																				
(略)																																							
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）																																				
(略)																																							
建 物	広告物		(略)																																				
	(略)																																						
(略)																																							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例

新潟県新しい公共支援基金条例（平成23年新潟県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、 <u>平成25年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成25年9月30日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第12号

新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例

新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、<u>方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、<u>方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(説明会の開催等)</p> <p>第7条の2 <u>事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p>2 <u>事業者は、方法書説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を、その開催を予定する日の1週間前までに公告するとともに、知事及び第6条に規定する市町村長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する市町村長に対し、その状況を記載した書類を送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>事業者は、その責めに帰することができない事</u></p>	<p style="text-align: center;">(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、方法書を送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、<u>方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p>

由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、規則で定めるところにより、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「第6条に規定する市町村長」

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、規則で定めるところにより、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第16条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を、その開催を予定する日の1週間前までに公告するとともに、知事及

とあるのは「関係市町村長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事業者の協力)

第33条 第32条第1項に規定する対象事業に係る事業者は、当該都市計画決定権者の求めに応じて、同項、同条第2項、第32条の2及び規則に規定する環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力をしなければならない。

(法の対象事業に係る手続)

第34条 知事は、法第3条の7第1項の意見を述べようとするときは、新潟県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

び関係市町村長に通知しなければならない。

3 事業者は、説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、その状況を記載した書類を送付しなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、その旨を速やかに知事に届け出るとともに、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 事業者は、前項後段の規定により準備書の記載事項の周知のための措置を講じた場合には、規則で定めるところにより、その措置の内容を知事に報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催にし必要な事項は、規則で定める。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(事業者の協力)

第33条 第32条第1項に規定する対象事業に係る事業者は、当該都市計画決定権者の求めに応じて、同項、同条第2項、第32条の2及び規則に規定する環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力をしなければならない。

(法の対象事業に係る手続)

第34条 第10条第4項及び第5項、第19条、第20条第4項及び第5項、第9章、第37条(第1項第2号及び第3号を除く。)、第39条並びに第40条の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

第10条 第4項	第1項	法第10条第1項
第10条 第5項	第1項	法第10条第1項
	第6条	法第9条
第19条 第1項	事業者	第34条（表以外の部分に限る。）の法対象事業（以下「法対象事業」という。）を実施する者（委託に係る法対象事業にあつては、その委託をする者。以下「法対象事業者」という。）
	第17条第1項	法第18条第1項
	準備書	法第14条第1項の準備書
第19条 第2項	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第20条 第4項	第1項	法第20条第1項
第20条 第5項	第1項	法第20条第1項
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第30条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第30条 第2項	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第31条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	評価書に記載された事後調査の計画に基づき	法第21条第2項の評価書（法第25条第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書）に法第14条第1項第7号ハに掲げる事項が記載されている場合にあつては、その内容に従い
	事後調査	当該法対象事業に係る法第2条第1項の環境影響を把握するための調査
第31条 第2項	事業者	法対象事業者
	事後調査	調査
	事後調査報告書（以下「報告書」という。）	調査報告書
第31条 第3項	事業者	法対象事業者
	報告書を作成した	第34条において準用する前項の調査報告書（以下

			「調査報告書」という。)を作成した
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長	
		報告書を送付しなければ	調査報告書を送付しなければ
	第31条第4項	報告書	調査報告書
	第31条第5項	報告書	調査報告書
		事業者	法対象事業者
	第31条第6項及び第37条第1項	事業者	法対象事業者
	第37条第1項第1号	この条例	第34条において準用する第30条又は第31条
		環境影響評価、事後調査	第34条において準用する第31条第1項の調査
	第37条第1項第4号	報告書	調査報告書
	第37条第1項第5号	第31条第5項	第34条において準用する第31条第5項
	第37条第1項第6号	第39条	第34条において準用する第39条
	第37条第1項第7号	第40条第1項	第34条において準用する第40条第1項
	第37条第2項及び第3項	事業者	法対象事業者
	第39条	事業者等	法対象事業者
		対象事業	法対象事業
		環境影響評価、事後調査	第34条において準用する第31条第1項の調査
	第40条第1項	事業者	法対象事業者
		対象事業	法対象事業
		環境影響評価、事後調査	第34条において準用する第31条第1項の調査

2 第10条第4項及び第5項、第19条、第20条第4項及び第5項、第9章、第37条（第1項第2号及び第3号を除く。）、第39条並びに第40条の規定は、

法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第4項	第1項	法第10条第1項及び第5項
第10条第5項	第1項	法第10条第1項及び第5項
	第6条	法第9条
第19条第1項	事業者	第34条第2項（表以外の部分に限る。）の法対象事業（以下「法対象事業」という。）を実施する者（委託に係る法対象事業にあっては、その委託をする者。以下「法対象事業者」という。）
	第17条第1項	法第18条第1項
	準備書	法第14条第1項の準備書
第19条第2項	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第20条第4項	第1項	法第20条第1項及び第5項
第20条第5項	第1項	法第20条第1項及び第5項
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第30条第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第30条第2項	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第31条第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	評価書に記載された事後調査の計画に基づき	法第21条第2項の評価書（法第25条第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書）に法第14条第1項第7号ハに掲げる事項が記載されている場合にあっては、その内容に従い
	事後調査	当該法対象事業に係る法第2条第1項の環境影響を把握するための調査
第31条第2項	事業者	法対象事業者
	事後調査	調査
	事後調査報	調査報告書

	告書（以下「報告書」という。）	
第31条 第3項	事業者	法対象事業者
	報告書を作成した	第34条第2項において準用する前項の調査報告書（以下「調査報告書」という。）を作成した
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
	報告書を送付しなければ	調査報告書を送付しなければ
第31条 第4項	報告書	調査報告書
第31条 第5項	報告書	調査報告書
	事業者	法対象事業者
第31条 第6項 及び第37条第1項	事業者	法対象事業者
第37条 第1項 第1号	この条例	第34条第2項において準用する第30条又は第31条
	環境影響評価、事後調査	第34条第2項において準用する第31条第1項の調査
第37条 第1項 第4号	報告書	調査報告書
第37条 第1項 第5号	第31条第5項	第34条第2項において準用する第31条第5項
第37条 第1項 第6号	第39条	第34条第2項において準用する第39条
第37条 第1項 第7号	第40条第1項	第34条第2項において準用する第40条第1項
第37条 第2項 及び第3項	事業者	法対象事業者
第39条	事業者等	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	環境影響評価、事後調査	第34条第2項において準用する第31条第1項の調査
第40条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業

<p>環境影響評価、事後調査</p>	<p>第34条第2項において準用する第31条第1項の調査</p>	<p>(県及び市町村との連絡)</p> <p>第38条 事業者及び都市計画決定権者(以下「事業者等」という。)は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は<u>説明会</u>の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第44条 この条例の規定は、<u>放射性物質による大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)</u>及び<u>土壌の汚染</u>については、適用しない。</p> <p>2 <u>第4条から第42条までの規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。</u></p>
--------------------	----------------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条、第15条又は第23条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る新潟県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)又は同条例第21条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。
- 3 改正後の第7条の2(改正後の第16条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 4 改正後の第34条第2項の規定は、施行日以後に行う環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業に係る公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 5 施行日前に新潟県環境影響評価条例第2条第2項に規定する対象事業に係る環境影響評価の手続が開始された場合においては、当該対象事業に係る放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壌汚染については、改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新潟県条例第13号

新潟県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、新潟県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新潟県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新潟県新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新潟県新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、法第23条第2項に規定する者（新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るために新潟市から派遣された職員を含む。）をもって充てる。

4 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

5 対策本部に、第1項から第3項までに規定する者のほか、必要な職員を置くことができる。

6 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟県保健所条例等の一部を改正する条例

(新潟県保健所条例の一部改正)

第1条 新潟県保健所条例(昭和63年新潟県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 (第1条関係)				別表第1 (第1条関係)			
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域	
(略)				(略)			
長岡保健所	長岡市	長岡市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡		長岡保健所	長岡市	長岡市 見附市 三島郡	
魚沼保健所	魚沼市	魚沼市		魚沼保健所	魚沼市	<u>小千谷市</u> 魚沼市	
(略)				(略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
項	所掌事務	保健所の名称	所管区域	項	所掌事務	保健所の名称	所管区域
1	(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)及び新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)に基づく監督に関する事務	(略)		1	(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)及び新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)に基づく監督に関する事務	(略)	
		長岡保健所	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡			長岡保健所	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
		南魚沼保健所	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡			南魚沼保健所	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
	(2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び新潟県毒物及び劇物取締法施行条例(平成12年新潟県条例第21号)に基づく監督に関する事務(地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条の規定により知事が別表第1に掲げる保健所の長の <u>全て</u> に委任するものを除く。第6号において同じ。)	(略)			(2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び新潟県毒物及び劇物取締法施行条例(平成12年新潟県条例第21号)に基づく監督に関する事務(地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条の規定により知事が別表第1に掲げる保健所の長の <u>すべて</u> に委任するものを除く。第6号において同じ。)	(略)	
	(3) 覚せい剤取締法				(3) 覚せい剤取締法		

<p>(昭和26年法律第252号)及び新潟県覚せい剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(5) あへん法(昭和29年法律第71号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(6) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(略)</p>	<p>(昭和26年法律第252号)及び新潟県覚せい剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(5) あへん法(昭和29年法律第71号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(6) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく監督に関する事務</p> <p>(略)</p>
--	--

(新潟県児童相談所設置条例の一部改正)

第2条 新潟県児童相談所設置条例(平成11年新潟県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 <u>小千谷市</u> 見附市 三島郡 刈羽郡	長岡児童相談所	長岡市	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼児童相談所	南魚沼市	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡	南魚沼児童相談所	南魚沼市	<u>小千谷市</u> 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
(略)			(略)		

(新潟県地域振興局設置条例の一部改正)

第3条 新潟県地域振興局設置条例(平成13年新潟県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第5 (第2条関係)			別表第5 (第2条関係)		
所掌事務	名称	所管区域	所掌事務	名称	所管区域

保健に関する事務（別表第5の3の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	(略)		保健に関する事務（別表第5の3の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	(略)	
	長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡		長岡地域振興局	長岡市 見附市 三島郡
	魚沼地域振興局	魚沼市		魚沼地域振興局	小千谷市 魚沼市
	(略)			(略)	
別表第5の2（第2条関係）			別表第5の2（第2条関係）		
所掌事務	名称	所管区域	所掌事務	名称	所管区域
福祉に関する事務（別表第5の所掌事務の欄に掲げる福祉に関する事務を除く。）	(略)		福祉に関する事務（別表第5の所掌事務の欄に掲げる福祉に関する事務を除く。）	(略)	
	長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡		長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 見附市 三島郡 刈羽郡
	南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡		南魚沼地域振興局	小千谷市 十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
	(略)			(略)	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県条例第15号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例(昭和39年新潟県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) 第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、身体障害者の福祉の向上を図るため、新潟県障害者リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。 2 (略)	(設置等) 第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、身体障害者の福祉の向上を図るため、新潟県障害者リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。 2 (略)
(指定管理者が行う業務) 第7条 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u> (5) (略)	(指定管理者が行う業務) 第7条 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>指導所の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> (5) (略)

(新潟県あけぼの園条例の一部改正)

第2条 新潟県あけぼの園条例(昭和39年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) 第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、18歳以上の知的障害者を入所させ、保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行うため、新潟県あけぼの園(以下「あけぼの園」という。)を長岡市柿町に置く。 2 (略)	(設置等) 第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、18歳以上の知的障害者を入所させ、保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行うため、新潟県あけぼの園(以下「あけぼの園」という。)を長岡市柿町に置く。 2 (略)

(新潟県児童福祉施設条例の一部改正)

第3条 新潟県児童福祉施設条例(昭和39年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) 第1条 (略) 2 新潟県新星学園(以下「新星学園」という。)は、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えるほか、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第5	(設置等) 第1条 (略) 2 新潟県新星学園(以下「新星学園」という。)は、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えるほか、 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入

<p>条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）は、肢体不自由のある児童を治療するとともに、<u>自立生活に必要な知識技能を</u>与えるほか、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び短期入所、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項各号に掲げる業務並びに診療を行う。</p> <p>（使用料）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料を納めなければならない者</td> <td>使 用 料</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> </tr> </table>	使用料を納めなければならない者	使 用 料	(略)		(略)	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	<p>所」という。）を行う。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）は、肢体不自由のある児童を治療するとともに、自立生活に必要な知識技能を与えるほか、<u>障害者自立支援法</u>第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び短期入所、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項各号に掲げる業務並びに診療を行う。</p> <p>（使用料）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料を納めなければならない者</td> <td>使 用 料</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><u>障害者自立支援法</u>第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> </tr> </table>	使用料を納めなければならない者	使 用 料	(略)		(略)	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
使用料を納めなければならない者	使 用 料												
(略)													
(略)	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額												
使用料を納めなければならない者	使 用 料												
(略)													
(略)	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額												

（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第4条 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所して</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次</p>

いる場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)	号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)
---	--

（新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正）

第5条 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
適用対象者	検査の種類	使用料等の額		適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金			単位	料金
1 防疫関係検査 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員 (4) (略)	(略)				1 防疫関係検査 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員 (4) (略)	(略)	
(略)				(略)			

（コロニーにいがた白岩の里条例の一部改正）

第6条 コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置等) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項及び <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第83条第2項の規定に基づき、知的障害児者	(設置等) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項及び <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第83条第2項の規定に基づき、知的障害児者の福祉の向上を図るため、コロニーにいがた

の福祉の向上を図るため、コロニーにいがた白岩の里(以下「コロニー」という。)を長岡市に置く。

2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する施設入所支援及び同条第13項に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行い、並びに診療を行う。

(使用料)

第3条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。

使用料を納めなければならない者	使用料
(略)	
(略)	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

3・4 (略)

白岩の里(以下「コロニー」という。)を長岡市に置く。

2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する施設入所支援及び同条第13項に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行い、並びに診療を行う。

(使用料)

第3条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。

使用料を納めなければならない者	使用料
(略)	
(略)	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

3・4 (略)

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第7条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
別表(第2条関係) (1)~(4) (略) (5) 福祉保健部関係	別表(第2条関係) (1)~(4) (略) (5) 福祉保健部関係																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による自立支援医療費(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号)第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。)の支給認定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	(略)		4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による自立支援医療費(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> (平成18年政令第10号)第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。)の支給認定	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による自立支援医療費(<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。)の支給認定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	(略)		4 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による自立支援医療費(<u>障害者自立支援法施行令</u> (平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。)の支給認定	(略)	(略)	
事務	市町村																
(略)																	
4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による自立支援医療費(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> (平成18年政令第10号)第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。)の支給認定	(略)																
(略)																	
事務	市町村																
(略)																	
4 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第52条第1項の規定による自立支援医療費(<u>障害者自立支援法施行令</u> (平成18年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。)の支給認定	(略)																
(略)																	
(6)~(9) (略)	(6)~(9) (略)																

(新潟県障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第8条 新潟県障害者自立支援法施行条例（平成18年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第9条 新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年新潟県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護を担う人材の緊急的な確保を図ることにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護を担う人材の緊急的な確保を図ることにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

(新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成</p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成</p>

<p>立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）</p>	<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設</p>

の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（検討等）

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（秘密保持等）

第45条 （略）

2 （略）

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 （略）

障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（検討等）

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（秘密保持等）

第45条 （略）

2 （略）

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 （略）

<p>(従業者の員数) 第54条 (略) 2・3 (略) 4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。次条第5項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(従業者の員数) 第54条 (略) 2・3 (略) 4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者自立支援法</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。次条第5項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
--	--

(新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営並びに指定障害者支援施設の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく<u>指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(従業者の員数) 第5条 (略) 2 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>法</u>第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営並びに指定障害者支援施設の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者自立支援法</u>に基づく<u>指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(従業者の員数) 第5条 (略) 2 (略)</p>

<p>3 自立訓練（機能訓練）<u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法等は、規則で定める。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4～15 (略)</p>	<p>3 自立訓練（機能訓練）<u>（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法等は、規則で定める。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4～15 (略)</p>
---	---

（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第13条 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>第51条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>第51条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

（新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第14条 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定す</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(<u>障害者自立支援法</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは<u>障害者自立支援法</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>障害者自立支援法</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を</p>

<p>る旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第2項及び第5項並びに第74条第2項及び第4項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第2項及び第5項並びに第74条第2項及び第4項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

(新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第15条 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）<u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）<u>（障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に</p>

<p>以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあつては、10人以上)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあつては、10人以上)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第16条 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者自立支援法施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

(新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第17条 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第 1 項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）第 3 条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第 7 条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第 1 項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第 3 条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第 4 条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第 1 項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）第 3 条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第 7 条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第 1 項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第 3 条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第 4 条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>

(新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第18条 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第 1 項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号。以下「基準省令」という。）第 4 条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第 7 条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第 1</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第 1 項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号。以下「基準省令」という。）第 4 条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第 7 条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第 1 項に規定する条例で定める基準とみなされる</p>

<p>項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第4条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第5条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>こととされた基準省令第4条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第5条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県障害者リハビリテーションセンター条例第7条第4号の改正及び第12条中新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第1条の改正(「法」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により指定を受けた離島振興対策実施地域内において、製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、<u>情報サービス業その他法第20条の総務省令で定める事業</u>の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、離島振興対策実施地域における産業を振興することを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する事業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備を含むもの（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該工場等に含まれる対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（法第2条第2項の規定による<u>主務大臣</u>の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により指定を受けた離島振興対策実施地域内において、製造の事業、<u>ソフトウェア業若しくは旅館業</u>（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、離島振興対策実施地域における産業を振興することを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する<u>製造の事業、旅館業又はソフトウェア業</u>の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備を含むもの（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該工場等に含まれる対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（法第2条第2項の規定による<u>国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣</u>の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力</p>

を失う。 3・4 (略)	を失う。 3・4 (略)
-----------------	-----------------

附 則

この条例中第1条及び第2条第1項第2号の改正は平成25年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第18号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (負担金の徴収方法の特例)</p> <p>2 政令<u>附則第11項</u>の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「元利均等年賦支払」とあるのは「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」と、同条第2項及び第4項中「元利均等年賦支払」とあるのは「年賦支払」とする。</p> <p>3 政令<u>附則第12項</u>の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「農林水産大臣が定める期間」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (負担金の徴収方法の特例)</p> <p>2 政令<u>附則第18項</u>の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「元利均等年賦支払」とあるのは「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」と、同条第2項及び第4項中「元利均等年賦支払」とあるのは「年賦支払」とする。</p> <p>3 政令<u>附則第19項</u>の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「農林水産大臣が定める期間」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第19号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(占用料の額)				(占用料の額)			
<p>第2条 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の2の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>				<p>第2条 法第39条第1項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第6号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第11号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の2の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占 用 物 件		占 用 料		占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	所 在 地			単 位	所 在 地
		市	町村			市	町村
(略)				(略)			
政令第7条第1号に掲げる物件	(略)	(略)		政令第7条第1号に掲げる物件	(略)	(略)	
	幕	(略)			幕	(略)	
	（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）				（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		
		(略)				(略)	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	1,000	820			

政令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額					
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	200	99	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	200	99
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	100	82	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月	100	82
政令第7条第8号に掲げる施設	(略)	(略)			政令第7条第6号に掲げる施設	(略)	(略)	
政令第7条第9号に掲げる施設	(略)	(略)			政令第7条第7号に掲げる施設	(略)	(略)	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	(略)	(略)			政令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場	(略)	(略)	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	(略)	(略)			政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	(略)	(略)	
政令第7条第12号に掲げる器具		(略)			政令第7条第10号に掲げる器具			
政令第7条第13号に掲げる施設	(略)	(略)			政令第7条第11号に掲げる施設	(略)		
備考 (1)～(6) (略) (7) Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号)に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設け				備考 (1)～(6) (略) (7) Aは、近傍類似の土地(政令第7条第6号)に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設け				

るもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市町村に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

(8)・(9) (略)

るもの及び同条第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市町村に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

(8)・(9) (略)

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第20号

新潟県風致地区条例及び新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(新潟県風致地区条例の一部改正)

第1条 新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(許可を要する行為)	(許可を要する行為)
<p>第2条 風致地区(面積が10ヘクタール以上のものであつて、<u>2以上の市町村の区域にわたるもの</u>)に限る。以下同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事(<u>市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。</u>)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の<u>堆積</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、県、<u>市</u>又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた<u>町村</u>(以下「国等」という。)の機関(次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。)が行う行為(前項各号に掲げるものを除く。)については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事等</u>に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 別表第1に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの</p>	<p>第2条 風致地区(面積が10ヘクタール以上のもの<u>(新潟市の区域内に存するものを除く。)</u>に限る。以下同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事(<u>長岡市及び上越市にあつては、その長。第4条及び第5条第1項第5号を除き、以下同じ。</u>)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の<u>堆積</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、県、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市、同法第252条の26の3第1項の特例市</u>又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた<u>市町村</u>(以下「国等」という。)の機関(次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。)が行う行為(前項各号に掲げるものを除く。)については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事</u>に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 別表第1に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの</p>

行為（前条第2項各号に掲げるものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事等にその旨を通知しなければならない。

（許可の基準）

第5条 知事等は、第2条第1項に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件(ア及びウ(ア))に掲げる要件にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの要件による必要がないと認められる場合を除く。)に該当するものであること。

ア・イ (略)

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) (略)

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に重要であるものとして、知事等があらかじめ指定したものの伐採

エ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ (略)

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 (略)

（許可に基づく地位の承継）

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく、規則で

行為（前条第2項各号に掲げるものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

（許可の基準）

第5条 知事は、第2条第1項に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件(ア及びウ(ア))に掲げる要件にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの要件による必要がないと認められる場合を除く。)に該当するものであること。

ア・イ (略)

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) (略)

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に重要であるものとして、知事があらかじめ指定したものの伐採

エ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌^{ぼう}が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ (略)

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^{たい}については、堆積^{たい}を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 (略)

（許可に基づく地位の承継）

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく、規則で

<p>定めるところにより、その旨を<u>知事等</u>に届け出なければならない。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第7条 <u>知事等</u>は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を<u>付し</u>、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、<u>自ら</u>その工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) 第2条第1項の許可に<u>付した条件</u>に違反している者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第8条 <u>知事等</u>又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を<u>行う</u>ため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において<u>行われている</u>工事の状況を検査することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 第7条の規定による<u>知事等</u>の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>定めるところにより、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第7条 知事は、次の各号の<u>一に</u>該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を<u>附し</u>、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、<u>みずから</u>その工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) 第2条第1項の許可に<u>附した条件</u>に違反している者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第8条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を<u>行なう</u>ため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において<u>行なわれている</u>工事の状況を検査することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 第7条の規定による<u>知事</u>の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">事</td> <td style="width: 33%;">務</td> <td style="width: 33%;">市町村</td> </tr> </table>	事	務	市町村	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">事</td> <td style="width: 33%;">務</td> <td style="width: 33%;">市町村</td> </tr> </table>	事	務	市町村
事	務	市町村					
事	務	市町村					

(略)		(略)	
8 新潟県風致地区条例（昭和45年新潟県条例第25号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) (略)	風致地区である地域を管轄する <u>町村</u>	8 新潟県風致地区条例（昭和45年新潟県条例第25号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) (略)	風致地区である地域を管轄する <u>市町村</u> (<u>新潟市、長岡市及び上越市を除く。</u>)
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号。以下「新令」という。）で定める基準に従って市町村が定める条例（以下「新市町村条例」という。）の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、同条の規定による改正前の新潟県風致地区条例（以下「旧条例」という。）が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為の許可の申請及び行為の許可を受けた行為については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定の施行、新市町村条例の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第21号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章及び号の表示に下線が引かれた章及び号（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章及び号の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p><u>第2章の2 県営住宅等の整備基準（第3条の2・第3条の3）</u></p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p><u>第2章の2 県営住宅等の整備基準</u></p> <p><u>第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、次条に定めるところによる。</u></p> <p><u>第3条の3 県営住宅及び共同施設（以下この条において「県営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。</u></p> <p><u>2 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。</u></p> <p><u>3 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、県営住宅等及びその敷地に関する基準は、規則で定める。</u></p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に</p>

<p>応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者の心身の状況又は世帯構成、災害により住宅に困窮していることその他のやむを得ない事由の有無、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合</u> 214,000円</p> <p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>214,000円</u> (当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者、<u>災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者</u>(次条第2項において「老人等」という。)については、前項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 知事は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>当該承認による同居の後ににおける当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号に規定する金額を超えるとき。</u></p> <p>(2) <u>前項の新たに同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるとき。</u></p>	<p>応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>政令第6条第4項各号に掲げる場合</u> <u>同条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>政令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>政令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)については、前項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 知事は、<u>前項の新たに同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u></p>
--	---

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県条例第22号

新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
(設置等) 第2条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。			(設置等) 第2条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。		
名称	処理区	処理する区域の存する市町村	名称	処理区	処理する区域の存する市町村
(略)			(略)		
西川流域下水道	西川処理区	新潟市 燕市 <u>弥彦村</u>	西川流域下水道	西川処理区	新潟市 燕市

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県条例第23号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表第2 （第1条関係）		別表第2 （第1条関係）	
高等学校の名称	位置	高等学校の名称	位置
(略)		(略)	
新潟県立新潟工業高等学校	新潟市	新潟県立新潟工業高等学校	新潟市
新潟県立新潟東工業高等学校	新潟市	新潟県立新潟東工業高等学校	新潟市
(略)		(略)	
新潟県立羽茂高等学校	佐渡市	新潟県立羽茂高等学校	佐渡市
新潟県立両津高等学校	佐渡市	新潟県立両津高等学校	佐渡市
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県条例第24号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条及び別表において「法」という。）<u>第20条第2項の認定、同条第4項の検定又は同条第5項の試験に係る事務について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この条において「令」という。）第10条の2の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 法第3条第1項の許可又は法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認に係る事務について、<u>令第16条の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、<u>別表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>4 法第20条第5項の規定により公安委員会が同条第2項の認定又は同条第4項の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、<u>令第10条の2の表3の項又は4の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。）<u>第20条第8項に掲げる事務について、別表第1の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 法第43条に掲げる事務について、<u>別表第2の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、<u>別表第3の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>4 法第20条第5項の規定により公安委員会が同条第2項の認定（別表第1及び別表第2において「認定」という。）又は同条第4項の検定（別表第1及び別表第2において「検定」という。）に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることとした者（以下この条及び別表第1において「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、<u>別表第1の3の項又は4の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係） （略）</p> <p>別表第2（第2条関係） （略）</p>

<u>別表</u> (第2条関係) (略)	<u>別表第3</u> (第2条関係) (略)
--------------------------	----------------------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。